

大市教委学運第 号
年 月 日

申 請 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会

年度中学校夜間学級生徒就学援助費交付決定通知書

過日、申請のありました就学援助費について、次のとおり審査結果を通知します。
なお、支給される就学援助費は、学校教育のためにお使いいただきますよう、よろしく
お願いします。

記

- 該 当 生 徒
(市立 中学校夜間学級 年)
- 審 査 結 果
年 月 日 付 け 認 定
- 支 給 内 容 に つ い て

学用品費等	校外活動費	修学旅行費	通 学 費
学校で徴収される 生徒会費等の実費	実費	実費	7日以上出席した月に要した実費 (1箇月の通学定期券代が上限)

- (注1)： 修学旅行費は、中学校に在籍する期間を通算して1回に限ります。
- (注2)： 通学費は、学校所在地から居住地または勤務先までの通学にかかる1箇月の
通学定期券代を上限に、出席日数7日以上各月の実費を支給します。
- (注3)： 9月入学の方は、9月分から支給対象となります。
- (注4)： 教育扶助を受給されている方は、支給がない場合があります。
- (注5)： 支給日・支給額は、学校を通じて別途お知らせします。

- 申出をされている銀行口座に振込み、または学校を通じて現金で支給します。
なお、金融機関により支給日が遅れることがありますのでご了承ください。

【裏面もご覧ください】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認否結果に関する問い合わせ 大阪市教育委員会事務局 事務管理担当
TEL -

その他 就学援助に関すること 通学する中学校（夜間学級）

※ 今後、援助費支給についての通知は行われませんので、この通知は1年間大切に保管してください。